

堺市公報 第422号	令和8年7月17日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目次

	頁
<規則>	
○堺市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則	
【健康福祉局健康部精神保健課】	1
<告示>	
○災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定について	
【危機管理室防災課】	8
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について	
【建設局土木部路政課】	11
<公告>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【市民人権局市民生活部市民協働課】	14
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	15
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	15
<消防局公告>	
○指定催しの指定について	
【消防局予防部予防査察課】	16

規 則

堺市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年7月17日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第53号

堺市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の
一部を改正する規則

堺市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（平成18年規則第107号）
の一部を次のように改正する。

様式第4号中

「

署名

を

」

「

に、

」

「

2 措置症状の消退を認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。

を

3 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

」

「

2 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

に

」

改める。

様式第5号中

「

署名

を

」

「

に、

」

「

8 入院を必要と認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。

9 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合は、原則として2人目を記載すること。

を

10 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。

11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

」

「

8 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合は、原則として2人目を記載すること。

9 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。

に

10 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

」

改める。

様式第5号の2中

「

入院を必要と認めた 特 定 医 師 氏 名	署名
--------------------------	----

を

」

「

入院を必要と認めた 特 定 医 師 氏 名	
--------------------------	--

に、

」

「

確 認 し た 精 神 保 健 指 定 医 氏 名	署名
------------------------------	----

を

」

「

確 認 し た 精 神 保 健 指 定 医 氏 名	
------------------------------	--

に、

」

「

- 7 入院を必要と認めた特定医師氏名の欄は、特定医師自身が署名すること。
- 8 確認した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 9 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合は、原則として2人目を記載すること。
- 10 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 11 事後審査委員会意見の欄は、堺市長への届出時点では記入を要しないが、本様式を院内で記録として保存する際には、記載しておくこと。
- 12 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

を

」

「

- 7 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合は、原則として2人目を記載すること。
- 8 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 9 事後審査委員会意見の欄は、堺市長への届出時点では記入を要しないが、本様式を院内で記録として保存する際には、記載しておくこと。
- 10 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

に

」

改める。

様式第5号の3中

「

署名

を

」

「

--

に、

」

「

- 5 更新が必要と診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 6 退院に向けた取組の状況の欄については、今回の更新に当たって医療保護入院者退院支援委員会の審議が行われた年月日を記載すること。また、令和5年11月27日付け障発1127第7号「措置入院者及び医療保護入院者の退院促進に関する措置について」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添様式2「医療保護入院者退院支援委員会審議記録」の写しを添付すること。その上で、
- ①退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等、
- ②地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等、
- ③医療保護入院者退院支援委員会での審議内容等

について記載すること。

7 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合は、原則として2人目を記載すること。

8 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。

9 法第33条第8項の規定に基づき、家族等の同意を得たものとみなす場合は、「法第33条第8項の規定に基づき家族等の同意を得たものとみなした場合」にレ点を入れることとし、同意書の添付は不要であること。ただし、法第33条第6項による入院の更新に関する同意の通知をした時から更新するまでの間に、当該通知に係る家族等が、

①法第5条第2項に規定する家族等に該当しなくなったとき

②死亡したとき

③意思を表示できないとき

のいずれかの事由に該当すると把握した場合には、同意を得たものとみなすことができないことに留意すること。また、同意を得たものとみなす場合は、通知をした家族等との連絡等の記録（直近2件）の欄に、直前の入院期間中、通知をした家族等と直近2回の連絡を取った際の年月日及び手段について記載すること。（通知をした家族等が親権者の両親である場合は、父又は母のいずれかと直近2回の連絡を取った際の年月日及び手段について記載すること。）

10 今回の更新に同意をした家族等の欄に記載がある場合は、法第33条第8項による同意を得たものとみなさないことに留意すること。

11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

「

5 退院に向けた取組の状況の欄については、今回の更新に当たって医療保護入院者退院支援委員会の審議が行われた年月日を記載すること。また、令和5年11月27日付け障発1127第7号「措置入院者及び医療保護入院者の退院促進に関する措置について」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添様式2「医療保護入院者退院支援委員会審議記録」の写しを添付すること。その上で、

①退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等、

②地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等、

③医療保護入院者退院支援委員会での審議内容等

について記載すること。

6 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合は、原則として2人目を記載すること。

7 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。

8 法第33条第8項の規定に基づき、家族等の同意を得たものとみなす場合は、「法第33条第8項の規定に基づき家族等の同意を得たものとみなした場合」にレ点を入れることとし、同意書の添付は不要であること。ただし、法第33条第6項による入院の更新に関する同意の通知をした時から更新するまでの間に、当該通知に係る家族等が、

①法第5条第2項に規定する家族等に該当しなくなったとき

②死亡したとき

③意思を表示できないとき

のいずれかの事由に該当すると把握した場合には、同意を得たものとみなすことができないことに留意すること。また、同意を得たものとみなす場合は、通知をした家族等との連絡等の記録（直近2件）の欄に、直前の入院期間中、通知をした家族等と直近2回の連絡を取った際の年月日及び手段について記載すること。（通知をした家族等が親権者の両親である場合は、父又は母のいずれかと直近2回の連絡を取った際の年月日及び手段について記載すること。）

9 今回の更新に同意をした家族等の欄に記載がある場合は、法第33条第8項による同意を得たものとみなさないことに留意すること。

10 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

改める。

様式第7号中

「

署 名

を

「

--

に

改め、同様式の注書2を削り、同様式の注書1を同様式の注書とする。

様式第7号の2中「又は神経科」を削り、

「

入院を必要と認めた 特 定 医 師 氏 名	署名
--------------------------	----

を

「

入院を必要と認めた 特 定 医 師 氏 名	
--------------------------	--

に、

「

確 認 し た 精 神 保 健 指 定 医 氏 名	署名
------------------------------	----

を

「

確 認 し た 精 神 保 健 指 定 医 氏 名	
------------------------------	--

に、

「

- 6 入院を必要と認めた特定医師氏名の欄は、特定医師自身が署名すること。
- 7 確認した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 8 事後審査委員会意見の欄は、堺市長への届出時点では記入を要しないが、本様式を院内で記録とを
して保存する際には、記載しておくこと。
- 9 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

」

「

- 6 事後審査委員会意見の欄は、堺市長への届出時点では記入を要しないが、本様式を院内で記録と
して保存する際には、記載しておくこと。に
- 7 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

」

改める。

様式第8号中

「

署名

を

」

「

--

に、

」

「

- 6 診察した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 7 退院に向けた取組の状況の欄については、退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその
後の相談の頻度等や、地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等につい
て記載すること。を
- 8 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

」

「

- 6 退院に向けた取組の状況の欄については、退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその
後の相談の頻度等や、地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等につい
て記載すること。に
- 7 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

」

改める。

様式第8号の2中

「

署名

を

」

「

--

に、

」

「

6 診断した主治医氏名の欄は、主治医自身が署名すること。

を

7 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

」

「

6 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

に

」

改める。

様式第9号の注書2を削り、同様式の注書1を同様式の注書とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

告 示

堺市告示第260号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定に基づき、次

の施設を指定緊急避難場所として指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年7月17日

堺市長 永 藤 英 機

指定緊急避難場所

施設の名称	所在地	異常な現象の種類
三宝小学校	堺市堺区三宝町5-286	内水氾濫
市小学校	堺市堺区市之町西3-1-14	内水氾濫
錦綾小学校	堺市堺区錦綾町1-6-19	内水氾濫
浅香山小学校	堺市堺区今池町5-4-43	内水氾濫
錦小学校	堺市堺区九間町東3-1-17	内水氾濫
熊野小学校	堺市堺区熊野町東5-1-49	内水氾濫
英彰小学校	堺市堺区寺地町西4-1-1	内水氾濫
新湊小学校	堺市堺区西湊町6-6-1	内水氾濫
安井小学校	堺市堺区南安井町4-1-5	内水氾濫
神石小学校	堺市堺区石津町2-6-1	内水氾濫
大仙西小学校	堺市堺区大仙西町4-129	洪水
東百舌鳥小学校	堺市中区土塔町139	内水氾濫
久世小学校	堺市中区平井999	内水氾濫
福田小学校	堺市中区福田727	内水氾濫
東陶器小学校	堺市中区陶器北2556	内水氾濫
西陶器小学校	堺市中区田園570	内水氾濫
深井小学校	堺市中区深井中町1409	内水氾濫
八田荘小学校	堺市中区八田寺町231	内水氾濫
八田荘西小学校	堺市中区毛穴町268-2	内水氾濫

日置荘西小学校	堺市東区日置荘西町6－9－1	内水氾濫
日置荘小学校	堺市東区日置荘西町2－46－1	内水氾濫
登美丘東小学校	堺市東区丈六224	内水氾濫
登美丘南小学校	堺市東区草尾596	内水氾濫
野田小学校	堺市東区北野田897－2	内水氾濫
浜寺石津小学校	堺市西区浜寺石津町中2－3－28	内水氾濫
浜寺東小学校	堺市西区浜寺船尾町東1－101	内水氾濫
浜寺小学校	堺市西区浜寺諏訪森町東2－163	内水氾濫
浜寺昭和小学校	堺市西区浜寺昭和町2－282	内水氾濫
鳳小学校	堺市西区鳳中町2－22	内水氾濫
鳳南小学校	堺市西区鳳南町1－7	内水氾濫
福泉上小学校	堺市西区上127－1	内水氾濫
福泉小学校	堺市西区菱木2－2186－1	内水氾濫
平岡小学校	堺市西区堀上緑町1－6－1	内水氾濫
家原寺小学校	堺市西区家原寺町1－7－1	内水氾濫
上野芝小学校	堺市西区神野町2－25－1	内水氾濫
津久野小学校	堺市西区津久野町3－14－11	内水氾濫
浜寺中学校	堺市西区浜寺船尾町西5－60	内水氾濫
福泉中学校	堺市西区山田2－55	内水氾濫
福泉中央小学校	堺市南区桃山台4－17－1	内水氾濫
美木多小学校	堺市南区鴨谷台1－48－1	内水氾濫
御池台小学校	堺市南区御池台2－3－1	洪水、内水氾濫
原山ひかり小学校	堺市南区原山台4－3－1	内水氾濫
上神谷小学校	堺市南区片蔵1425	内水氾濫
三原台小学校	堺市南区三原台3－2－1	洪水、内水氾濫

宮山台小学校	堺市南区宮山台2-2-1	内水氾濫
西百舌鳥小学校	堺市北区百舌鳥西之町1-82	内水氾濫
金岡南小学校	堺市北区金岡町1182-1	内水氾濫
北八下小学校	堺市北区中村町250	内水氾濫
新金岡東小学校	堺市北区新金岡町4-1-9	洪水
新金岡小学校	堺市北区新金岡町1-4-1	洪水
光竜寺小学校	堺市北区新金岡町3-7-1	洪水
東三国丘小学校	堺市北区東三国ヶ丘町2-2-1	洪水
五箇荘東小学校	堺市北区北花田町2-203	内水氾濫
新浅香山小学校	堺市北区東浅香山町3-31-4	内水氾濫
黒山小学校	堺市美原区阿弥93	内水氾濫
美原北小学校	堺市美原区大保19	内水氾濫
美原西小学校	堺市美原区太井548	内水氾濫
さつき野小学校	堺市美原区さつき野東1-6-1	内水氾濫

~~~~~

## 堺市告示第261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和8年7月17日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 道 路 の 種 類 市道

- |   |             |          |   |          |   |   |   |          |
|---|-------------|----------|---|----------|---|---|---|----------|
| 2 | 路           | 線        | 名 | 別紙調書のとおり |   |   |   |          |
| 3 | 供           | 用        | 開 | 始        | の | 区 | 間 | 別紙調書のとおり |
| 4 | 敷地の幅員及びその延長 | 別紙調書のとおり |   |          |   |   |   |          |

## 道 路 区 域 変 更 調 書

| 路 線 名    | 区 間<br>か ら<br>ま で | 旧<br>新 | 敷 地 の         |       | 備考    |
|----------|-------------------|--------|---------------|-------|-------|
|          |                   |        | 幅員m           | 延長m   |       |
| 小寺23号線   | 美原区小寺810番1地先      | 旧      | 2.87<br>3.26  | 33.51 | 70179 |
|          | 美原区小寺810番7地先      | 新      | 3.80<br>4.00  | 33.51 |       |
| 小寺10号線   | 美原区小寺810番1地先      | 旧      | 2.87          | 1.91  | 70164 |
|          | 美原区小寺810番1地先      | 新      | 3.80          | 1.91  |       |
| 中百舌鳥73号線 | 北区中百舌鳥町1丁261番地先   | 旧      | 6.95<br>17.88 | 6.17  | 70284 |
|          | 北区中百舌鳥町1丁261番地先   | 新      | 6.95<br>10.67 | 6.17  |       |

公 告

## 堺市公告第416号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年7月17日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品等の名称及び数量  
堺市防犯カメラ機器賃貸借（リース） 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
市民人権局市民生活部市民協働課  
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和8年6月1日
- 4 落札者の氏名及び住所  
三菱HCキャピタル株式会社 関西第一営業部  
部長 飯島 賢二  
大阪府大阪市中央区伏見町4丁目1番1号
- 5 落札金額  
¥1,573,220－（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

## 7 一般競争入札の公告を行った日

令和8年4月20日

~~~~~

堺市公告第417号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年7月17日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市南区赤坂台五丁6番9及び6番20

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市堺区市之町東四丁2番6号

有限会社日生不動産販売

取締役 星川 達郎

~~~~~

## 堺市公告第418号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年7月17日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 開発区域

堺市中区毛穴町144番1、144番5、144番8、144番9、145番1、145番2、146番1、146番2及び147番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市中区深阪三丁1番20号

有限会社山楠商事

取締役 盛尾 季史

消防局公告

堺市消防局公告第2号

堺市火災予防条例（平成20年条例第25号）第83条の2第1項の規定に基づき、次の催しを指定催しとして指定したので、同条第4項の規定により公告する。

令和8年7月17日

堺市消防長 新 子 哲 也

催しの名称 令和8年度 堺大魚夜市

開催場所 堺市堺区大浜北町4・5丁 大浜公園

開催期間 令和8年7月31日（金）